

2 平成29年度 水質測定結果

平成29年度 水質測定結果

1 水質に関する調査の趣旨

この調査は、水質汚濁防止法第15条及びダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条の規定に基づき、福岡県の区域に属する公共用水域及び地下水について、その水質汚濁の状況、利水の状況等の諸条件を勘案し、県が国、県、市町村の計画を統一的、総合的に調整して実施したものである。

2 実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。

3 測定項目

(1) 公共用水域調査

ア 環境基準項目

(うち、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目))

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン(n-ヘキサン)抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)、底層溶存酸素量(底層DO)

(うち、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目))

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

イ 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロポス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

ウ その他の項目

クロロフィルa、全有機炭素(TOC)、電気伝導度、塩分、塩化物イオン、MBAS、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT) 等

(2) 地下水調査

ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

イ 要監視項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン

ウ その他の項目

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、電気伝導度、塩素イオン、総硬度、一般細菌数、大腸菌群数

(3) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類

4 調査方法

原則として「水質調査方法(昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質安全局長通知)」及び「地下水質調査方法(平成元年9月14日環水管第189号環境庁水質保全局長通知)」により実施した。

5 測定方法

(1) 環境基準項目

公共用水域は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、地下水は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に定められた測定方法により実施した。

(2) 要監視項目

平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成15年11月5日環水企発第031105001号環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年3月31日環水企発第040331003号環水管発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知に定められた方法により実施した。

(3) その他の項目

排水基準に定められた方法、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等、科学的に確立された方法により実施した。

(4) ダイオキシン類

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定められた方法により実施した。

6 その他

県が実施した底質調査結果についても掲載している。

測定方法は、公共用水域については「底質調査方法について」（平成24年8月8日環水大水発120725002号環境省水大気環境局長通知）、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課）により実施した。

〈凡 例〉

1 公共用水域水質測定結果（ダイオキシン類を除く）

- (1) 水質測定計画に基づき、九州地方整備局、水資源機構、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、その他12市5町1村が実施した測定結果を取りまとめたものである。
- (2) 測定結果は、水域別・実施機関別に県測定地点コード順に掲載している。
 - ア 測定地点名左の記号は以下の環境基準点であることを示し、無印は補助点であることを示す。
 - * BOD等生活環境項目（うち全窒素、全磷及び水生生物保全に係る項目を除く）
 - ☆ 全窒素及び全磷
 - 水生生物の保全に係る項目
 - イ 測定地点名右の（ ）内は、指定された又は近郊の環境基準の類型を示しています。（類型指定範囲は、環境基準類型指定水域概要図を御覧ください。）
- (3) 測定値の取扱い
 - ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下は切り捨てる。
ただしpHについては、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下1桁までとする。
 - イ 平均値は、生活環境項目については日間平均値（連続する2日は同日とみなす）を用いて算出し、それ以外の項目については全測定値を用いて算出する。
平均値は、3桁目を四捨五入し有効数字を2桁、又は報告下限値を下回る桁を四捨五入する。
平均値の算定にあたっては、報告下限値未満は報告下限値の数値を用いる。
 - ウ n-ヘキサン抽出物質、全シアン、アルキル水銀及びPCBの報告下限値未満の結果は、「検出されないこと。」と同意である。また、平均値算定にあたっては、報告下限値未満は報告下限値の数値を用いる。
- (4) m/nは、（環境基準値又は指針値を超える検体数） / （総検体数）とし、環境基準値又は指針値が適用されない地点についてはm=0とする。
なお、全窒素及び全磷については表層の検体に限る。

2 地下水質調査結果（土壌汚染対策関連調査及びダイオキシン類を除く）

- (1) 水質測定計画に基づき、九州地方整備局、福岡県、その他2市3町が実施した測定結果をとりまとめたものである。（北九州市、福岡市、久留米市は除く。）
- (2) 測定結果は調査区分別に掲載している。
- (3) 実施機関の「国」は九州地方整備局、「県」は福岡県環境部環境保全課、「市町」は当該市町を示す。
- (4) 測定項目の下段の数値は環境基準値又は指針値を示す。
- (5) 井戸の用途区分
 - 「水道水源」：地下水を水源とする水道の取水井戸。
 - 「飲用」：一般家庭又は工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。
 - 「生活用」：一般家庭又は工場・事業場等において、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 - 「工業用」：冷却等の工業用水として用いられている井戸。
 - 「その他」：上記のいずれにも分類されない井戸（例えば農業用水井戸）や用途不明の井戸。
- (6) 測定値の取扱い
 - ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
 - イ 単位は、井戸深度については[m]、その他の項目については[mg/l]とする。
 - ウ 井戸深度の「NA」は不明、「RA」は不特定を示す。

3 地下水調査結果（土壌汚染対策関連調査）

- (1) 土壌汚染対策に関連して福岡県が実施した測定結果をとりまとめたものである。
- (2) 実施機関の「県」は福岡県環境部環境保全課を示す。
- (3) 測定項目の下段の数値は環境基準値を示す。ただし、その他の項目（BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、有機リン）については農薬環境管理指針値（環境水中濃度指針値）*を示す。

※ 埋設農薬調査・掘削等マニュアル（平成20年1月17日環境省）により、埋設農薬による汚染の有無等を確認する上での目安として設定されているもの。

- (4) 井戸の用途区分は、上記2(5)に同じ。
 (5) 測定値の取扱いは、上記2(6)に同じ。

4 ダイオキシン類測定結果（水質、底質）

- (1) 九州地方整備局、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市その他4市が実施した測定結果を取りまとめたものである。
- (2) 毒性等量の算出
- ア ダイオキシン類は異性体毎の毒性が異なるため、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾーパラージオキシン（2,3,7,8-TeCDD）の毒性に換算して合計した毒性等量（TEQ）により表す。
- イ 2,3,7,8-TeCDDの毒性への換算は、測定により得られる各異性体の濃度に下記の毒性等価係数（TEF）を乗じて行う。
- ウ 毒性等量の算出の際の定量下限未満の数値の取扱いについては、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満の数値は検出下限の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出する。
- エ pgは1兆分の1gである。

毒性等価係数（TEF）

		化合物名	TEF
PCDDs (ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン)		2,3,7,8-TeCDD	1
		1,2,3,7,8-PeCDD	1
		1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.1
		1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.1
		1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.1
		1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.01
		1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	0.0003
PCDFs (ポリ塩化ジベンゾフラン)		2,3,7,8-TeCDF	0.1
		1,2,3,7,8-PeCDF	0.03
		2,3,4,7,8-PeCDF	0.3
		1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.1
		1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.1
		1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.1
		2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.1
		1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.01
		1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.01
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	0.0003	
Co-PCBs (コプラナーPCB)	ノンオルト体	3,3',4,4'-TeCB(#77)	0.0001
		3,4,4',5'-TeCB(#81)	0.0003
		3,3',4,4',5'-PeCB(#126)	0.1
		3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)	0.03
	モノオルト体	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)	0.00003
		2,3,4,4',5'-PeCB(#114)	0.00003
		2,3',4,4',5'-PeCB(#118)	0.00003
		2',3,4,4',5'-PeCB(#123)	0.00003
		2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)	0.00003
		2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)	0.00003
		2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)	0.00003
		2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)	0.00003

(1) 水域別環境基準類型指定(平成29年度末現在)

()内は最初の指定年月日

指定 水域名	名 称	範 囲	類型	達成 期間	指定年月日	摘要
響 灘 及 び 周 防 灘 水 域	豊前地先海域	大分県長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域 A	ハ	H14.3.29 (S49. 5.13)	
	響 灘 及 び 周 防 灘	宇部市黒崎と大分県長崎鼻を結ぶ線、下関市網代埼と北九州市八幡岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、豊前地先海域並びに洞海湾水域に係る部分を除いたもの	海域 A	イ		
	響 灘 及 び 周 防 灘 (ハ)	下関市火の山下潮流信号所(以下「L点」とする。)と北九州市門司崎燈台(以下「M点」とする。)を結ぶ線、同市門司区網ノ鼻(以下「N点」とする。)と同点から南東方 22,100mの地点(北緯 33 度 48 分 19 秒、東経 131 度 11 分 45 秒。以下「O点」とする。)を結ぶ線、O点とO点から東 20,600mの地点(北緯 33 度 48 分 19 秒、東経 131 度 24 分 58 秒。以下「P点」とする。)を結ぶ線、P点と宇部市黒崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、響灘及び周防灘(イ)及び響灘及び周防灘(ロ)に係る部分を除いたもの	海域 II	イ	H15.3.27 (H 9. 4.28)	
	響 灘 及 び 周 防 灘 (ニ)	N点とO点を結ぶ線、O点とP点を結ぶ線、P点と大分県長崎鼻を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 II	イ		
	響 灘 及 び 周 防 灘 (ホ)	下関市網代埼と北九州市八幡岬を結ぶ線、L点とM点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、洞海湾に係る部分を除いたもの	海域 II	イ		
洞 海 湾 水 域	奥 洞 海	若戸大橋より湾奥の海域	海域 C	ロ	S46. 5.25	
	新日鉄戸畑 地 泊	新日鉄戸畑泊地内	海域 C	イ		
	堺 川 泊 地		海域 C	イ		
	洞海湾湾口部		海域 B	ロ		
	響 灘	八幡岬から日明下水処理場に至る地先海域であって洞海湾湾口部に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海に限る	海域 A	イ	H15.3.27 (H 9. 4.28)	
	洞 海 湾	北九州市北防波堤、同防波堤東端と同市小倉北区西港町96番地の3から北東 400mの地点を結ぶ線、同地点と北九州市小倉北区西港町96番地の3を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 IV	イ		
筑 前 海 水 域	筑 前 海	北九州市若松区八幡岬から糸島郡二丈町と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって博多湾水域及び唐津湾(1)に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海域に限る	海域 A	イ	H13.10.31 (S52. 5.13)	
博 多 湾 水 域	博 多 湾 東 部 海 域	福岡市東区大字西戸崎2丁目 2905 番地先南端と博多湾西防波堤北端を結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津2丁目3番 50 号地先北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域	海域 B	ロ	H 8. 6.14 (S49. 7.25)	
			海域 III	ニ	H 8. 6.14	
	博 多 湾 中 部 海 域	福岡市東区大字大岳4丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって博多湾東部海域に係る部分を除いたもの	海域 A	ロ	H 8. 6.14 (S49. 7.25)	
			海域 III	イ	H 8. 6.14	
	博 多 湾 西 部 海 域	福岡市東区大字勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって、博多湾東部海域及び博多湾中部海域に係る部分を除いたもの	海域 A	イ	H 8. 6.14 (S49. 7.25)	
			海域 II	イ	H 8. 6.14	
唐 津 湾 水 域	唐 津 湾 (1)	福岡県糸島郡志摩町仏崎と同町姫島東端を結ぶ線、同島西端と佐賀県唐津市荒崎を結ぶ線、同市兜鼻と同市女瀬鼻を結ぶ線及び陸域により囲まれた海域のうち福岡県海域	海域 A	イ	H13.10.31 (S52. 5.13)	
			海域 II	イ	H13.10.31	

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	摘要
有明海	有明海(2)	大牟田川河口半径500m以内	海域C	ロ	S46.12.28	
	有明海(3)	三池港内および三池港防波堤により囲まれた地域	海域C	イ		
	有明海(4)	柳川地先より西南3,000mの地点、初島および三池港北防波堤延長上、三池港灯台より500mの地点を結ぶ線および陸岸により囲まれた範囲	海域B	イ		
	有明海(15)	その他の有明海	海域A	イ		
	大牟田川港湾区域	全域	海域C	イ	S50.8.25	
	有明海(イ)	佐賀県藤津郡太良町松尾鼻と沖神瀬灯標を結ぶ線、同灯標と福岡県三池港北防砂堤の先端の三池灯台から同防砂堤の延長線上500mの地点(以下「A点」という。)を結ぶ線、A点と熊本県熊本港第2灯浮標(北緯32度45分18秒、東経130度32分3秒。以下「熊本港灯浮標」という。)を結ぶ線と大牟田市と荒尾市の境界である陸岸の地点(以下「B点」という。)と佐賀県藤津郡太良町妙見鼻を結ぶ線の交点(以下「C点」という。)とA点を結ぶ線、B点とC点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅲ	イ	H16.6.14 (H12.3.29)	
	有明海(ニ)	長崎県深江港島防波堤先端と網田港灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海(イ)、有明海(ロ)及び有明海(ハ)に係る部分を除いたもの	海域Ⅱ	イ	H16.6.14 (H12.3.29)	
豊前海流入河川	山国川(1)	新谷橋より上流	AA	イ	S48.3.31	
	山国川(2)	新谷橋より下流	A	イ		
	黒川	全域	A	イ	H16.3.31 (S49.7.25)	
	友枝川	全域	A	イ		
	佐井川	全域	A	イ		
	岩岳川	全域	A	イ		
	中川	全域	A	イ		
	角田川	全域	A	イ		
	上ノ河内川	全域	A	イ		
	城井川上流	赤幡橋から上流	AA	イ		
	城井川下流	赤幡橋から下流	A	イ		
	真如寺川	全域	A	イ		
	岩丸川	全域	A	イ		
	極楽寺川	全域	A	イ		
	祓川上流	祓郷橋から上流	AA	ハ	H11.3.31 (S49.7.25)	
	祓川下流	祓郷橋から下流	A	イ		
	今川上流	野口橋から上流(油木ダム貯水池を除く)	AA	ハ	H15.3.31 (S49.7.25)	
	今川下流	野口橋から下流	A	ハ		
	江尻川	全域	B	イ	H11.3.31 (S49.7.25)	
	長峡川上流	井尻川合流点から上流	A	ハ		
	長峡川下流	井尻川合流点から下流	C	イ		
小波瀬川	全域	A	イ	H11.3.31		
音無川	全域	A	イ			
油木ダム貯水池	全域	湖沼A	イ	H15.3.31		
		湖沼Ⅱ	イ			

指定 水域名	名 称	範 囲	類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日	摘 要
北 九 州 市 内 河 川	江 川	坂井川合流点から下流	D	イ	H10. 4. 1 (S46. 5.25)	
	新々堀川	腰元にある堰から下流	C	イ		
	紫川上流	紫川取水堰から上流(ます淵ダム貯水池を除く)	A	イ	H15. 3.31	
	紫川下流	紫川取水堰から下流	B	イ	(S46.12.16)	
	神 嶽 川	全域	B	イ	H10. 4. 1 (S46.12.16)	
	板櫃川上流	指場取水堰から上流	A	イ		
	板櫃川中流	指場取水堰から日明井堰まで (槻田川を含む)	A	イ		
	板櫃川下流	日明井堰から下流	B	イ		
	撥川上流	八幡西区岸の浦 2-1-1 地先の橋から上流	B	イ		
	撥川下流	八幡西区岸の浦 2-1-1 地先の橋から下流	C	イ		
	割子川上流	竹末井堰から上流	B	イ		
	割子川下流	竹末井堰から下流	D	イ		
	金山川上流	則松井堰から上流	C	イ		
	金山川下流	則松井堰から下流	C	イ		
	金手川上流	矢戸井堰から上流	B	イ		
	金手川下流	矢戸井堰から下流	D	イ		
	奥 畑 川	全域	A	イ		
	竹 馬 川	全域	D	イ		
	清 滝 川	全域	A	イ		
	大 川	全域	B	イ		
村 中 川	全域	B	イ			
貫 川	全域	B	イ	H10. 4. 1		
相 割 川	全域	B	イ			
ます淵ダム 貯水池	全域	湖沼 A	イ	H15. 3.31		
		湖沼 II	イ			
遠 賀 川	遠賀川上流	嘉麻市(旧稲築町)新宮ノ前橋から上流	A	イ	H13. 3.30 (S49. 7.25)	
	遠賀川下流	嘉麻市(旧稲築町)新宮ノ前橋から下流	B	イ		
	江 川	坂井川合流点から上流	C	イ		
	西 川	全域	B	イ		
	犬 鳴 川	全域	B	イ		
	八木山川上流	脇野橋から上流 (力丸ダム貯水池を除く)	A	イ		
	八木山川下流	脇野橋から下流	B	イ		
	彦山川上流	今任橋から上流	A	イ		
	彦山川下流	今任橋から下流	B	イ		
	中元寺川上流	三ヶ瀬橋から上流	B	イ		
	中元寺川下流	三ヶ瀬橋から下流	B	ハ		
	金 辺 川	全域	A	ハ		
	穂波川上流	秋松橋から上流	A	イ		
	穂波川下流	秋松橋から下流	B	イ		
山 田 川	全域	B	ハ	H13. 3.30		
力丸ダム 貯水池	全域	湖沼 A	イ	H 8. 6.14		
		湖沼 II	ニ			
筑 前 海 流 入 河 川	矢 矧 川	全域	C	イ	S52. 5.13	
	汐 入 川	全域	B	イ		
	釣 川	全域	B	ハ		
	西 郷 川	全域	B	ハ		
	大根川上流	谷山川合流点から上流	A	イ		
	大根川下流	谷山川合流点から下流	B	ハ		
	湊 川	全域	C	ハ		
	桜 井 川	全域	A	イ		
	雷 山 川	全域	A	イ		
	一 貫 山 川	全域	A	イ		
	加 茂 川	全域	A	イ		
福 吉 川	全域	A	イ			

指定 水域名	名 称	範 囲	類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日	摘 要
博 多 湾 流 入 河 川	那珂川上流	塩原橋から上流	A	イ	H 8. 6.14 (S45. 9. 1)	
	那珂川下流 (1)	博多川分岐点から塩原橋まで	B	イ		
	那珂川下流 (2)	博多川分岐点から下流	C	イ		
	御笠川上流	金島井堰から上流	B	イ		
	御笠川下流 (1)	金島井堰から山王橋	D	ハ		
	御笠川下流 (2)	山王橋から下流	D	イ		
	多々良川上流	津屋堰から上流	A	ロ	H 8. 6.14 (S49. 7.25)	
	多々良川下流	津屋堰から下流	C	イ		
	須恵川上流	南里井堰から上流	B	イ		
	須恵川下流	南里井堰から下流	C	イ		
	宇美川上流	亀山新橋から上流	B	イ		
	宇美川下流	亀山新橋から下流	C	ロ		
	樋井川	全域	B	イ		
	金屑川	全域	C	イ		
	室見川	全域	A	イ		
	名柄川	全域	C	イ		
	十郎川	全域	C	イ		
	瑞梅寺川	全域	A	イ		
	唐の原川	全域	C	ロ		
	七寺川	全域	C	イ		
	江ノ口川	全域	C	ロ	H 8. 6.14	
筑 後 川	筑後川(1)	松原ダムより上流(松原ダム貯水池を除く)	AA	イ	S48. 3.31	筑後大堰より下流の SS については、自然 汚濁の現況にかんが みBタイプの基準値は 適用せず、「ごみ等 の浮遊が認められな いこと。」(E 類型相 当)を基準とする。
	筑後川(2)	松原ダムより豆津橋まで	A	イ		
	筑後川(3)	豆津橋より下流	B	ロ	S48. 3.31	
	宝満川(1)	原川合流点より上流	A	イ	S48. 3.31	
	宝満川(2)	原川合流点より下流	B	ロ		
	花宗川	全域	5~9月 B	イ	S49. 7.25	
			10~4月 C	ロ		
	山ノ井川	全域	5~9月 B	イ		
			10~4月 C	ロ		
	広川上流	日道橋から上流	A	イ	H23.5.6 (S49.7.25)	
	広川下流	日道橋から下流	B	イ	S49. 7.25	
	金丸川	全域	C	ハ		
	高良川上流	下川原橋から上流	A	イ	H23.5.6 (S49.7.25)	
	高良川下流	下川原橋から下流	A	イ		
	大刀洗川	全域	B	イ		
	巨瀬川	全域	A	イ		
	小石原川	全域	A	イ	S49. 7.25	
	佐田川上流	屋形原橋から上流(寺内ダム貯水池を除く)	A	イ		
	佐田川下流	屋形原橋から下流	A	ロ		
	桂川	全域	A	イ		
	隈上川	全域	A	イ	H 7. 1.27	
	寺内ダム 貯水池	全域	湖沼 A	イ		
			湖沼 II	ニ		

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	摘要
矢部川	矢部川上流	星野川合流点より上流(日向神ダムを除く)	A	イ	H18. 3.31 (S47. 4.20)	感潮区間は浮遊物質量の基準は適用せず、「ごみ等の浮遊が認められないこと。」(E 類型相当)とする。
	矢部川中流	星野川合流点より下流瀬高堰まで	A	イ		
	矢部川下流	瀬高堰より下流	B	イ		
	星野川	全域	A	イ		
	辺春川	全域	A	ハ		
	白木川	全域	A	イ		
	飯江川上流	高田堰より上流	A	イ		
	飯江川下流	高田堰より下流	C	イ		
	楠田川	全域	B	ハ		
	沖端川上流	沖端川分岐点より下流磯鳥堰まで	A	イ		
	沖端川下流	磯鳥堰より下流	C	ハ		
	塩塚川	全域	B	イ		
	日向神ダム	全域	湖沼 A	イ	S47. 4.20	
大牟田市内河川	堂面川	全域	B	ハ	S47. 4.20	
	白銀川上流	三池電力所横堰より上流	A	イ		
	白銀川下流	三池電力所横堰より下流	B	ハ		
	隈川上流	鹿児島本線鉄橋より上流	A	イ		
	隈川下流	鹿児島本線鉄橋より下流	B	イ		
	諏訪川上流	潮止堰より上流	A	イ		
	諏訪川下流	潮止堰より下流	B	イ	H26. 7. 1 (S47. 4.20)	
	大牟田川	大牟田川(大牟田市西新町9番地地先の大牟田港係船護岸の屈折点から対岸に直角に引いた線より下流の港湾区域(以下「大牟田川港湾区域」という。)を除く。)	B	イ	H26. 7. 1 (S45. 9. 1)	

●水生生物保全に係る環境基準類型指定

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	摘要
響灘及び周防灘水域	響灘及び周防灘	全域。ただし、響灘及び周防灘(イ)に係る部分を除く。	海域生物 A	イ	H29.5.22	
	響灘及び周防灘(イ)	告示別記 26*の水域	海域生物特 A	イ		
有明海	有明海	全域。ただし、有明海(イ)及び(ロ)に係る部分を除く。	海域生物 A	イ	H30.3.28	
	有明海(イ)	告示別記 27*の水域	海域生物特 A	イ		
豊前海流入河川	山国川下流	大曲橋より下流	生物 B	イ	H22.9.24	
	友枝川	全域	生物 B	イ	H30.3.23	
	佐井川	全域	生物 B	イ		
	岩岳川	全域	生物 B	イ		
	中川	全域	生物 B	イ		
	城井川	全域	生物 B	イ		
	真如寺川	全域	生物 B	イ		
	岩丸川	全域	生物 B	イ		
	祓川上流	古屋河内橋から上流	生物 A	イ		
	祓川下流	古屋河内橋から下流	生物 B	イ		
	今川	油木ダム貯水池を除く全域	生物 B	イ		
	江尻川	全域	生物 B	イ		
	長峡川	全域	生物 B	イ		
	音無川	全域	生物 B	イ		
油木ダム貯水池	全域	湖沼 生物 B	イ			

※ 「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号)

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	摘要
遠賀川	遠賀川	全域	生物 B	イ	H30.3.23	
	西川	全域	生物 B	イ		
	犬鳴川	全域	生物 B	イ		
	八木山川	力丸ダム貯水池を除く全域	生物 B	イ		
	彦山川	全域	生物 B	イ		
	中元寺川	全域	生物 B	イ		
	金辺川	全域	生物 B	イ		
	穂波川	全域	生物 B	イ		
	山田川	全域	生物 B	イ		
	力丸ダム貯水池	全域	湖沼 生物 B	イ		
博多湾流入河川	那珂川上流	今光橋から上流	生物 A	イ	H29.4.7	
	那珂川下流	今光橋から下流	生物 B	イ		
	御笠川	全域	生物 B	イ		
	多々良川	全域	生物 B	イ		
	宇美川	全域	生物 B	イ		
	須恵川	全域	生物 B	イ		
	樋井川	全域	生物 B	イ		
	室見川上流	矢倉橋から上流	生物 A	イ		
	室見川下流	矢倉橋から下流	生物 B	イ		
瑞梅寺川	全域	生物 B	イ			
筑後川	筑後川下流	北里川合流点より下流(松原ダム貯水池を除く)	生物 B	イ	H22.9.24	
	宝満川	全域	生物 B	イ		
大牟田市内河川	諏訪川	全域	生物 B	イ	H29.4.7	

- (注) 1 類型の欄の記号は環境庁告示(水質汚濁に係る環境基準について「昭和46年環境庁告示第 59 号」)別表第2の類型を示す。
2 類型の欄中の「海域」及び「湖沼」の表示のないものは「河川」の類型を示す。
3 達成期間の欄の分類は次による。
「イ」… 直ちに達成
「ロ」… 5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」… 5年を超える期間で可及的速やかに達成
「ニ」… 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

福岡県 環境基準類型指定水域概要図 (平成29年度末現在)



